

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県高等学校教員組合

執行委員長 石田 高士

臨時教職員部長 小田 健太

□重点要求

臨時教職員の身分保障と労働条件の改善を求める要求書

現在、山口県内に多くの臨時教職員が任用され、学級担任、部活動顧問、校務分掌等多様な職責を担うなど、臨時教職員の奮闘によって、山口県の教育が成り立っているといっても過言ではありません。教育に臨時はありません。私たちは、臨時も正規も教職員が生き生きと教育を実践するための条件整備として、臨時教職員の身分保障と待遇改善、公正な採用制度の確立を求め以下の通り要求します。

1. 教職員の適切な任用制度を確立すること。

- (1) 定数内の臨時教職員を解消できるよう、正規採用数を順次拡大すること。特に、長期にわたって任用を繰り返している臨時教職員の正規採用化をすすめるために必要な策を講じること。

また、学校、校種、教科（科目）毎の臨時教職員の任用比率の偏りを是正すること。

- (2) 希望する臨時教職員については、次年度の任用が確保されるように真摯に対応すること。

- (3) 任期付学校職員に関する制度を整備し、その活用を図ること。

- (4) 夏季休業前に産休入りする教員の代替を年度当初から措置できるようにすること。また、そのための制度設計と予算措置を国に求めること。

- (5) 前年度に続いて翌年度も引き続き任用される常勤の臨時教職員について、年度末・年度初めのシステムへの職員登録等の作業を速やかに行い、新たな任用初日から遅滞なく電子県庁職員ポータルやマイクロソフトアカウントが利用できるようにすること。

2. 教職員採用選考制度の趣旨に基づき、公正で民主的な教職員採用を行うこと。

- (1) 臨時教職員の経験者について、その経験を最大限尊重し、採用制度の改善をさらに進めること。

- (2) すべての校種、教科、科目、職種で採用試験を実施すること。

- (3) 採用試験の試験日程は、実施状況を精査し、適切な実施時期について随時検討すること。

- (4) 他県での本採用教員経験者の採用については、募集定員とは別枠で採用すること。

3. 臨時的任用教職員の賃金、労働条件・諸権利を改善すること。

- (1) 臨時的任用教職員の任用継続時の昇給について、正規と同様に年4号給とすること。

- (2) 現在保障されている休暇制度が完全に行使できる運用（代替の配置含む）を図ること。

- (3) 60歳超の臨時的任用教職員の待遇改善を図ること。

- (4) 新規採用者の採用前研修、初任研で開講する基礎的な内容に関するものは、希望する臨時的任用教職員も、オンラインやビデオオンデマンド等による遠隔受講を可能とすること。また、Plantを利用できる環境を整え、研修を受講した職員が正規採用された際は、当該研修を受講済みとして取り扱うこと。

4. 会計年度任用学校職員の賃金、労働条件・諸権利を改善すること。

- (1) パートタイムの給与を月給制とすること。

- (2) パートタイムの一時金の支給条件を緩和し、支給対象者を拡大すること。

以上